

埼玉県生産性本部補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内産業の生産性向上と労使関係の安定に資するため埼玉県生産性本部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業および経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、県内産業の生産性の向上を図り、県内の企業の発展とその従業員の生活水準の高揚に寄与するために埼玉県生産性本部が行なう事業とし、補助対象経費は、当該事業に要する経費のうち知事が必要と認めるものとする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、予算の範囲内において知事の定める額とする。

(申請書の様式および提出期日)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期日は、別に知事が定める。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。なお、知事は補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則5条の規定による補助金交付決定額を概算払いにより交付することができるものとする。

(実績報告書の様式、提出期日)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期日は、補助事業完了後1月以内又は当該事

業実施年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

(書類の整備等)

第7条 埼玉県生産性本部は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備えかつ当該収入および支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年度埼玉県生産性本部補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事業所の所在地

名称

代表者の氏名

下記により埼玉県生産性本部補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業等の内容
- 4 補助事業の経費の配分、使用方法
- 5 交付を受けようとする補助金額およびその算出根拠
- 6 添付書類

様式第 2 号

年度埼玉県生産性本部補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県生産性本部
会長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請の埼玉県生産性本部補助金について、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する経費は、年 月 日付け申請書記載の事業に使用すること。
 - (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ書面をもつて知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）及び埼玉県生産性本部補助金交付要綱に従わなければならないこと。

様式第3号

年度埼玉県生産性本部補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事業所の所在地

名称

代表者の氏名

年 月 日付け勤第 号で補助金の交付
決定の通知を受けた埼玉県生産性本部補助事業が完了したの
で、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、
関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 補助事業の成果
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項